令和4年度教育委員会の基本方針等について

宇佐市教育委員会 令和4年2月

はじめに

宇佐市教育委員会では、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の 基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学べる教育環境の整備 に努めている。

市長と教育長・教育委員で組織する「総合教育会議」において、平成27年度から10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」の後期改定版が引き続き「宇佐市教育行政の大綱」に承認され、この「教育大綱」に沿って、生涯にわたり共に学びあえる学習機会の充実に向け取り組んでいる。

本計画の特色としては、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次世代を担う子どもたちが、心豊かに社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示している。

令和4年度の基本方針等では、ウイズコロナ、アフターコロナの社会を見据 えたうえで、「宇佐市教育振興基本計画」の後期5年分の改訂版に基づき、教育 分野の方向性を示し、コロナ禍においても学びを保障するため教育の一層の充 実を図る。

I. 教育総務課

≪教育総務係≫

1. 基本方針

教育委員会の方向性や重点的な取り組みを、「教育行政方針」として市民に示し、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」では、それぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することで、教育行政の改善を図るとともに市民への説明責任を果たし、教育に関する情報提供に努め、開かれた教育委員会を目指す。

併せて、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、学校運営協議会と密に連携し、学校の持続可能性を高めるための方策について検討を重ね、より良い教育環境の創造を目指す。また、学校施設については、より快適な学習環境を整備するため、施設の環境整備を図る。

また、高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が 困難な生徒に対して奨学制度による支援を行う。

2. 重点目標

ア 教育委員会の活性化

(1) 教育委員会の活性化

保護者や地域住民の期待にこたえる質の高い教育を目指し、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくために、教育委員への情報提供を行いながら、学校や各種教育施設等の計画的な視察や、市長、学校との意見交換などを行い、教育委員会体制をより充実し、教育委員会の活性化を図る。

(2) 開かれた教育委員会

教育行政方針や教育委員会便りを発行するとともに、教育活動の状況 や教育委員会が行っている施策についてもホームページ等を通じて保 護者や地域住民に周知し、広報活動の充実を図る。

(3)「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

毎年11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」については、 学校、家庭などでの読書活動等の推進により、豊かな心の育成や学力向 上の機運の醸成に取り組む日として、啓発に努める。

イ 学校施設・設備の充実

(1) 小学校の規模の適正化

公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会の基本指針を尊重し定めた基本方針を基に、学校運営協議会と密に連携し、より良い教育環境の創造に向けて学校の持続可能性を高めるための方策について検討する。

(2) 学校施設・設備の充実

校舎教室のワックスがけ及び高所窓拭き清掃を専門業者に委託することで、より快適な学習環境の整備と教職員の負担軽減を図る。

ウ 奨学制度による支援

(1)教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援 高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難 な生徒に対して、教育の振興に寄与することを目的として奨学制度によ る支援を行う。

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指 標	備考
ア 教育委員会の活性化 (5)	項目)		
①教育委員の視察・研修会へ の取組の充実	学校、各種教育施設の視察・先進地研修	実 施	学校訪問3回 社会教育施設訪問1回 図書館施設訪問2回 給食センター訪問1回 教育委員研修2回
②総合教育会議の開催	市長と教育長・教育委員と	実施	10月・2月
	の「総合教育会議」	(年2回)	
③教育行政方針の策定	教育委員会の方向性の明確 化	実 施	
④教育委員会便りの発行	教育委員会実施行事の広	実 施	4月・7月・10 月・1月
	報、内容の充実	(年4回)	7, 17,
⑤ホームページの充実	教育委員会会議録・教育行	実施	
	政方針・市教委便りの掲載	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
イ 学校施設・設備の充実(3項目)		
①公立学校適正規模及び適 正配置に向けた取組	各学校運営協議会等との連 携	実 施	
②校舎ワックスがけ・窓清掃	専門業者委託による校舎ワ		
	ックスがけ及び高所窓清掃	実施	
③学校用務員の配置	学校用務員 4 名配置による		
	学校施設環境整備支援	実 施	
ウ 奨学制度による支援 (1)	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
①奨学制度による支援	宇佐市奨学資金	補助人数 47 人	
	藤・稲尾奨学資金	" 12人	

≪学校施設整備係≫

1. 基本方針

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、いきいきと学び、生活する場であり、安全で安心して学べる教育環境でなければならない。その具体策として、すべての児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を過ごせるよう計画的にバリアフリー化を推進するとともに遊具等の安全点検を実施する。また、教育環境の質的向上を図る方針のもと、学校施設・設備の充実を重点目標として掲げ、宇佐市公共施設等総合管理計画及び宇佐市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の整備を図る。

併せて、学校現場等の声を反映した老朽化・不具合箇所等の改善にも努め、安心して学べる教育環境づくりを目指す。特に改善要望の多いトイレの洋式化を積極的に推進し、子どもたちの教育活動に支障をきたすことがないよう施設の整備や維持管理を図る。

2. 重点目標

ア 安全・安心な学校づくり

- (1) 耐震対策の継続とバリアフリー化の推進・遊具等の安全点検
 - ・学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進
 - ・遊具等の安全点検の実施

イ 学校施設・設備の充実

- (1) 学校施設・設備の充実
 - ・老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施 (校舎、体育館、プール、トイレ等)

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指 標	備考
ア 安全・安心な学校づくり	(2項目)		
①バリアフリー化の推進	スロープの設置	実施	
②小学校遊具の整備・充実	個別遊具の設置	実 施	
		(個別5校)	
イ 学校施設・設備の充実(4	1項目)		
①老朽化に伴う教育施設・設備	校舎・体育館・プールの改	実施	
の改修・整備の実施	修•整備	关 旭	
②トイレの環境改善	便器の洋式化	トイレ洋式化率	
		66%以上	

③增築事業	豊川小学校教室不足解消	実 施	
		開発行為及び設	
		計業務	
④長寿命化改修事業	西部中学校校舎施設及び設 備の長寿命化改修	実 施設計業務	

Ⅱ.学校教育課

1. 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、社会の形成者としての資質の育成を目標とするものである。そこで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領・幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安心・安全・信頼される学校づくりを基本方針とする。

この基本方針を具現化するために、「子どもたちに誇りと希望、そして夢を」をテーマに、「自ら学ぶ力と豊かな心を育み、未来に希望と夢を抱き、ふるさと宇佐に誇りのもてる宇佐市民の育成」、「規律ある集団において、他を受け入れ、自己を表現する中で仲間とともに自己開花できる児童生徒の育成」、「国際社会に向けて羽ばたいていける人材の育成とともに、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成」を柱にして、社会的変化が人間の予測を超えて進展する時代にあっても、自己の目標をしっかり定め、その達成に向けて粘り強く突き進もうとするたくましい児童生徒の育成及び教職員の人材育成をめざし、以下の重点目標を策定する。

2. 重点目標

ア 幼児教育の充実

- (1) 幼児教育の質の向上
 - ・宇佐市幼児教育振興プログラムの推進
- (2) 幼児教育と小学校教育との連携の推進
 - ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携研修会の実施

イ 安全・安心な学校づくり

- (1)地域と連携した学校安全の推進と学校保健の充実
 - ・宇佐市通学路交通安全プログラムの実施
 - ・危険等発生時対処要領の周知と訓練の実施
 - ・児童・生徒が自ら危険を回避できる安全教育と、防災コーディネーター を中心とした防災教育の推進

- ・保護者・地域住民と連携したスクールガード体制の確立
- ・児童・生徒及び教職員の心身の健康保持、増進を図るための学校保健計画の策定
- ・児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスの早期対応
- ・児童・生徒、教職員の健康診断の実施
- ・フッ化物洗口等による歯と口の健康教育の実施
- (2) 教職員の事務負担軽減による子どもと向き合う時間の確保
 - ・音声電話アナウンス、タイムカードの活用
 - ・実効性のある教職員の事務負担軽減策の実施

ウ 教育内容の充実

- (1)確かな学力を身に付けるための教育内容の充実
 - ・児童・生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造
 - ・個に応じた指導と学ぶ意欲の育成
 - ・タブレット端末等を活用した授業の推進
 - 特別支援教育の推進
- (2) 豊かな心の育成
 - ・人権意識の高揚と差別の解消をめざす人権教育の推進
 - ・共感的人間関係を育てる心の教育の推進
 - ・「いじめ・不登校対策委員会」を軸とした「チーム学校」による未然防止 と根絶
- (3) 健やかな体の育成
 - ・「R1テスト(走力+1種目)」の継続・発展
 - ・日常的な体力づくり
 - ・魅力ある体育授業づくり
 - 「食育」「歯と口の健康教育」による健康推進

エ 学習環境の整備・充実

- (1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備
 - 教材等の整備
 - ・ I C T 教育環境の充実
 - ・学校図書館の充実
- (2) 信頼される教職員の育成
 - ・研修の機会の充実
 - 校内研修の内容の充実
- (3)経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援
 - ・就学援助の支給
 - ・スクールバスや遠距離通学費補助の継続実施

オ 地域とともにある学校づくり

- (1)確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり
 - ・校長のリーダーシップによる芯の通った学校組織の構築
 - ・小規模校における合同授業・遠隔授業等の推進
 - 学校運営協議会制度の活用・目標協働達成の推進

- ・「宇佐市教育の日」の授業公開
- ・地域の核としての情報の発信と収集
- 自然体験、社会体験、職業体験活動の推進

カ 特別なニーズに対応した教育の推進

- (1) 啓発活動と個別支援計画の充実
 - ・特別支援教育連携協議会の開催
 - ・特別支援教育推進委員会の開催
 - ・個別の教育支援計画、支援ファイル「あしあと」の配布・活用

キ 特別支援教育環境の充実

- (1) 教育環境の充実
 - ・特別な支援が必要な子どもの特性や実態等に応じた適切な指導ができる 人材の育成(スキルアップ)
 - ・特別支援学校教諭免許取得のための説明・相談会の実施
 - ・「個別の指導計画」の充実と「個別の教育支援計画」の策定
 - ・特別支援教育支援員の適切な配置
 - ・特別支援教育就学奨励費の継続

ク 小中高連携教育の充実

- (1) 小中高連携教育の充実
 - ・個性と創造力を育む小中高連携教育による多様性のある教育の推進
 - ・情報交換や互見授業、交流活動の実施による小中学校の円滑な接続
 - ・中学校と地元高等学校の具体的な取組を通した連携強化

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 幼児教育の充実(3項目)			
①宇高地区幼稚園教育協議会	協議会の開催	実施	
②宇佐市幼児教育振興プログラム 推進協議会	宇佐市幼児教育振興プロ グラムの推進	関係機関との 連携により推進	
③幼保小連携研修会	研修会の開催	実施	
イ 安全・安心な学校づくり(11)	· 項目)		
①学校安全計画の策定・実施	学校安全計画を策定し、学 校の安全を確保	実施	
②防災教育及び避難訓練の実施	学校安全計画に基づく防 災教育・避難訓練の実施	実施	
③学校保健計画の策定・実施	心身の健康のための保健 計画の策定	実施	
④保護者、地域住民との連携を強化 したスクールガード体制の確立	体制の確立・強化と安全で 安心な環境づくり	実施	

⑤生徒の命と安全を守る取組	中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金	実施
⑥児童生徒、教職員の健康診断の 実施	学校保健安全法に基づく健康診断	実施
⑦児童生徒の心のケアや教職員の メンタルヘルスへの早期対応	教育相談・指導体制の構築	実施
⑧フッ化物洗口等による歯と口の 健康	市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施	実施
②学校における「働き方改革」の推 進	音声電話アナウンス、タイ ムカードの活用	実施
⑩宇佐市業務改善計画の策定・実施	働きやすい職場づくりと 児童・生徒に向き合う時間 の確保	実施
⑪学校における労働安全衛生管理 体制の整備	定期的な労働安全委員会 の開催と労働環境の改善	実 施
ウ 教育内容の充実(11項目)		
①宇佐市ステップテスト	学力調査を実施 宇佐市中学校(1~2年)	実施
②宇佐市標準学力調査	標準学力調査を実施 宇佐市小学校 (1~6年)	実施
③学校教育支援教員等配置事業	複式学級の授業師 36 人以上で選挙を図 36 人以上で擬大変 26 とな 36 人数 26 を配置 習熟のな 27 を 37 を 37 を 38 を 38 を 38 を 38 を 38 を 3	2 5 人配置

④外国語指導助手派遣事業	外国語への興味、関心を高 め、グローバルな感性を育 成するため指導助手を派 遣	6人派遣
⑤宇佐市教育委員会国際交流事業	国際感覚を身につけた人 材と、英語力向上をめざし ハワイ州中学生と交流事 業を実施	実施
⑥総合的な学習等を活用したふる さと教育・キャリア教育の推進	ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習を通じた郷土の理解促進	実施
⑦人権教育ブロック別研修会及び 市指定研究会	市指定研究会を実施し、児 童生徒の人権意識の育成 する効果的な教育実践の 交流の推進	実施
⑧宇佐市人権フォーラムの開催業	教職員の人権意識の高揚 に向けた各校における人 権教育の実践交流	実施
⑨教育支援センター(せせらぎ教室)事業	教育支援センターに指導 員、臨床心理士を配置によ る不登校児童生徒の学習 機会の確保及び自立支援 の推進	指導員4人、臨 床心理士配置
⑩体力向上推進事業の推進	体力の向上に向けたR1 テスト(走力+1種目)及 び特色ある一校一実践の 実施	実施
①スクールソーシャルワーカー 活用事業	福祉と精神保健に関して 専門的知識を有するスク ールソーシャルワーカー の活用による学校の問題 解決能力の向上	4人配置
エ 学習環境の整備・充実(18項)	目)	
①理科教育等設備整備事業	理科教育設備の整備 (整備 率の低い学校から順次実 施) 小学校4校、中学校1校	北馬城小・天津 小・和間小・深 見小・宇佐中
②小中学校教育システム最適化 事業	小中学校の教育システム の構築による業務効率及 びセキュリティの向上	校務ソフトの活用

③GIGAスクール構想の実現④ICT支援員の配置	各校における児童生徒1 人1台端末の活用推進(学 習支援ソフトの導入・家庭 へのモバイルルーターの 貸与)	実施
	ICT機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポート	2人配置
⑤GIGAスクールサポーターの 配置	教員及び児童・生徒に対し て一人一台のタブレット 端末の操作や授業におけ る支援の実施	2人配置
⑥校務支援システムサポーターの 配置	校務支援ソフトウェアの フォーマット作成及び年 度更新作業。更には、教職 員への操作サポート業務 の実施	1 人配置
⑦学校図書館活用推進事業	学校司書の配置による図 書館教育の充実	8人配置
⑧部活動指導員の配置	部活動指導員配置による 学校部活動の指導の実施 (部活動顧問の負担軽減)	6人配置
⑨スクール・サポート・スタッフの配置	教員の補助作業の実施	10人配置
⑩学習指導員の配置	学習指導員配置による学 びの保障	4人配置
⑪学校図書購入事業	小中学校の学校図書購入	実施
⑫遠距離通学補助事業	・路線バスの定期代補助・自家用車を利用する通学に対しての補助・自転車購入補助	実施
③スクールバス運行事業	・市所有バスを利用した送 迎業務委託 ・タクシーによる送迎業務 委託	実施

④ 就学援助費	・就学困難と認められる児 童生徒の保護者に対する 援助費の支給・新入学用品の入学前支給	実施	
⑤生理用品の整備	誰でも気軽に使用できる ように小中学校の女子ト イレ等に生理用品を常備	実施	
⑥新型コロナウイルス感染症対策	・修学旅行の貸切バス増便 及びキャンセル料補助に よる感染症対策の実施 ・学校で感染症対策を行う ための用品の配布	実施	
⑪デジタル教科書購入	指導者用デジタル教科書 購入	実施	
®学習者用デジタル教科書実証 事業	デジタル教科書を提供し、 教育効果を検証する 対象は、小学校5・6年生 中学生全学年	検証校にて実施	※R4は 変更あり の予定
オ 地域とともにある学校づくり(2項目)		
①宇佐市教育の日を中心とした 学校公開の推進	毎月 19 日を宇佐市教育の 日として学校公開	実施	
②学校運営協議会制度の活用によ る地域とともにある学校づくり	学校運営協議会制度の活 用	実 施	
カ 特別なニーズに対応した教育の	推進(2項目)		
①就学前相談会の実施	「5歳児すこやか相談会」 における就学相談	実 施	
②個別支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」 の配布、活用	実 施	
キ 特別支援教育環境の充実(3項	目)		
①学校教育支援教員等配置事業	特別の支援を必要とする 園児児童生徒に対し適切 な教育を行うため支援員 を配置	42人配置	
	市教委「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」による教育内容及び支援の充実	1 人配置	再掲

②特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する		
	児童生徒の保護者の経済	実 施	
	的負担軽減		
③特別支援学校教諭免許取得率	免許取得率の向上	率の向上	
ク 小中高連携教育の充実(3項目))		
①連携型小中高一貫教育の推進	安心院高と安心院・院内地 区の小中学校の連携活動 の推進	実施	
②高校とのジョイント事業	市内高校への進学を推進 するため高校の教諭が市 内5中学校で授業の実施	実施	
③中高合同連携会の開催	中学校と地元高校の連携 の推進	実施	

Ⅲ. 学校給食課

1. 基本方針

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養面での調和のとれた食事を提供することにより、よりよい健康状態を保ち、心身の成長を図りながら食に関する正しい知識を身につけさせ、児童生徒の健全な発達に資することを目的に学校教育の一環として実施するものである。

また、学校で給食を共にすることにより、教師と児童生徒、また児童生徒相互の心のふれあいの場をつくり、事前の準備や後片付けを通して、自分の役割分担など社会生活における重要な体験をする場となっている。

このような状況を踏まえて学校給食の運営にあたっては、国が定めた学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」を遵守徹底し、児童生徒に栄養に富んだ多彩で安全・安心な給食の提供に努める。

また、給食メニューや調理の創意工夫、デザート、ふりかけなど提供を 図ることで、給食全体のボリューム感を高める取組を行い、給食の満足度 向上に繋げる。

さらに、学校給食を通して、児童生徒が食に関する知識とバランスの良い食を選択する力を習得することで、健全な食生活の実践ができるように、食育についても学校と連携を図り推進する。

加えて、施設・設備の適正な維持管理を実施し、細心の注意を払いながら調理業務に従事する。

給食食材の調達については、毎月実施している地元産の食材を使用した「ふるさと給食の日」を中心に、安全・安心な食材の使用と、地場産品の活用に努め、地産地消の推進を図る。

給食費の納入については、口座振替で行い、未納給食費については学校 と連携を図りながら、公平負担の原則に基づき取り組む。

食物アレルギーの対応については、宇佐学校給食センター・南部学校給 食センターともに、食物アレルギー対応食を引き続き実施する。

2. 重点目標

ア 学校給食の充実

- (1) 安全で安心な学校給食の提供
 - ・学校・家庭との連携を図った学校給食の提供
 - ・学校給食の安全性の確保
 - ・学校給食の満足度向上
 - ・調理工程と施設及び設備における衛生管理基準の徹底及び点検の実施
 - ・給食施設職員の衛生検査及び研修会の実施
 - ・学校給食食材における地産地消の取組の推進
 - ・食物アレルギー対応食の実施
 - ・現金取扱基本マニュアルに則った適切な会計処理
 - ・未納給食費の対応
 - ・老朽化に伴う施設・設備の更新
- (2) 食育の推進
 - ・市ホームページにて学校給食への関心を高める情報発信
 - 「給食だより」「宇佐給食通信」の発行
 - ・「食育基本法」、「学校給食法」等に基づく食育の指導

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 学校給食の充実			
(1)安全で安心な学	校給食の提供(11項目)		
①学校と家庭と連携し	・給食の提供回数	年200回	
た学校給食の提供	・運営委員会 ・献立委員会	年 1回 年 3回	
②検食の実施	・宇佐 小学メニュー中学メニュー・南部 共通メニュー	給食提供回数	
③学校給食の満足度向上	デザート、ふりかけなどの追加 提供	年 60回	

④衛生管理基準の徹底	学校給食衛生管理基準を踏まえ て作成した「宇佐市学校給食衛生 管理基準ガイドライン」の徹底	衛生管理の状況 を定期的に点検
⑤施設の衛生管理	・施設の消毒 ・有害生物モニタリング	年 3回 月 1回
⑥給食施設職員の衛生検 査、研修	・検便 ・個人衛生点検表提出 ・研修会(衛生講習会)	月 2回 毎日 年 2回
⑦地産地消の取組推進	・「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 ・「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通した地産地消の推進 ・「そら豆のさやむき」や「クロダマルの枝豆収穫」など食育体験と連携した取組	毎月 2回 年 1回 宇佐 年2回 南部 年5回
⑧食物アレルギー食材の 除去食・代替食	鶏卵・乳・エビ・カニ・イカの 5種類の食材	実 施
⑨運営委員会会計監査	・給食費の徴収額 ・給食食材の購入費等	字佐 年3回 南部 年1回
⑩未納給食費への対応	・口座振替不能の連絡 ・督促状の発送	実 施 年 3回
迎老朽化に伴う施設・設備の更新	施設、設備、配送車等の計画的な更新	実 施
(2)食育の推進(3	項目)	
①ホームページの充実	・毎日の給食や献立を写真とコメント付で紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介	実施
②「給食だより」「宇佐 給食通信」の発行	・給食だより ・宇佐給食通信	毎月作成配布
③食育の指導	・学校での食育授業、給食時間に おける食に関する指導 ・学校給食の試食、学校給食セン ター見学の受入れ	随時実施随時実施

Ⅳ. 社会教育課

《生涯学習係》 《安心院地域教育係》 《院内地域教育係》

1. 基本方針

近年、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoTなどの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが大きく変わり、「超スマート社会」となっていくものといわれている。このような社会情勢に対応するため、人々は絶えず新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要となっている。また、人生100年時代と言われる長寿社会による生活時間の拡充や女性のライフステージの変化に対応した支援、若者の活躍促進等の支援が重要となっている。このように、心の豊かさや生きがいのための学習機会の需要が増加していることから一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが肝要となる。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、市民が生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる公民館をはじめとした社会教育関係施設の適正な維持管理、施設・設備の充実を図り、社会教育関係団体との連携、各種学習事業の提供に努めるとともに家庭教育支援の充実を図る。

また、子どもの生きる力を育むために、学校・家庭・地域社会が連携し、 様々な体験の機会を提供できるよう地域社会における教育力の向上を目指 し、「協育」ネットワークの構築に努める。

人権教育については、生涯学習推進の根底に人権尊重の精神があることを踏まえ、人権問題が市民一人ひとりの問題であることの認識を深め、お互いが尊重して生きて行くことのできる地域社会づくりに努める。

安心院地域・院内地域においては、各まちづくり協議会等との協働により、住民の意見や要望を積極的に取り入れ、各公民館と連携した各種講座・教室の開設に努め、地域のリーダーとしての人材育成と生涯学習の推進を図る。

2. 重点目標

ア 生涯学習施設・設備の充実

- (1) 生涯学習施設・設備の充実
 - ・施設の現状調査を行い、その対応についての研究及び各種委員会等で 協議実施
 - ・老朽化による施設・設備の改修及び整備計画の策定とその実施
 - 各施設の適正な組織体制の見直しと整備

イ 生涯学習活動機会の拡充

- (1) 社会教育推進体制の充実
 - ・社会教育委員会議、公民館運営審議会等の活性化

- ・社会教育関係職員(社会教育主事、公民館長、社会教育指導員等)の体制強化、研修の充実
- ・公民館、地区公民館、分館、関係職員等の組織やあり方の見直しと検討
- (2)活動機会の拡充
 - ・地域の特色を活かした学級・講座・教室等の開設、充実
 - ・学習成果を活かす機会の充実
 - ・20歳のつどい(仮称)の開催
 - ・公民館各種学級・講座、高齢者・婦人、女性等各学級の開催

ウ 青少年育成関係組織・体制の充実

- (1) 関係組織・体制の充実
 - ・青少年健全育成市民会議及び各地区協議会の育成支援
 - ・各種関係団体(自治会、女性団体、PTAその他各種団体)の指導者の育成支援と連携
 - ・安心院B&G海洋センター事業の推進

エ 健全な社会環境づくり

- (1) 有害環境浄化活動の推進
 - 関連業界、店舗等に取組の周知、協力の促進
 - ・学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化

オ 地域「協育力」向上支援の充実

- (1) 学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実
 - ・地域住民へ学校支援活動の周知及びボランティア登録の推進
 - ・取組内容の充実、プログラムの開発
 - ・「協育」ネットワーク会議の充実
 - ・「小学生チャレンジ教室」の取組推進
 - ・「未来創生塾事業」の拡充
 - ・「放課後児童クラブ」との連携

カ 家庭教育支援の充実

- (1) 家庭教育支援の充実
 - ・家庭教育支援チームの活動推進・支援
 - ・子育て講演会の実施による家庭教育支援
 - ・各種団体、関係部局との連携体制の充実
 - ・家庭での取組支援
 - ・親の学び「コーチング読本」の配布、啓発
- (2)「家庭の日」の普及・啓発
 - ・「家庭の日」の取組を図るための普及・啓発

キ 人権尊重社会の推進

- (1) 地域全体で推進する体制づくり
 - 社会教育集会所事業の充実及び関係機関との連携強化
- (2) 人権教育・啓発の推進、拡充
 - 「部落差別(同和)問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、

医療、様々な人権」などの課題における人権学習の拡充

- ・公民館や社会教育集会所等の教室・講座や、各種団体による住民への 教育・啓発活動を推進
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨をふまえた教育・啓発活動の推進
- (3) 指導者の養成推進
 - ・人権・同和教育に関する指導者及び講師等の養成と資質の向上
 - ・県主催講師団養成講座や各種研修会への積極的な参加による講師の養 成と社会教育関係の職員の資質の向上

ク 人権総合対策の推進

- (1)経済生活の安定と社会福祉の増進
 - ・関係組織との連携と充実

3. 事業計画

≪生涯学習係≫ ※安心院地域教育係、院内地域教育係 共通事項を含む

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充	医実(2項目)		
①公民館等施設の整備	・検討委員会開催、整備事業の	長洲公民館	
	実施	造成・建設着工	
	・施設等の維持・管理・整備		
②社会教育集会所の整備	・現状調査、計画検討	現状調査	
	・施設等の維持・管理	随時実施	
イ 生涯学習活動機会の拡充	5(2項目)		
①社会教育推進体制の充実	• 社会教育委員会議	年3回実施	
	・公民館運営審議会	年2回実施	
	・社会教育関係職員研修	10 回定例会他	
	(資質の向上、体制強化、定例会議)		
	・人権同和教育研修会	随時	
	・大分県公民館研究大会	年1回	
	・中津地区公民館振興大会、社	年2回	
	会教育研究集会		
②活動機会の拡充	· 各学級、教室、生涯学習作品	随時	
	展等の開催	(作品展年1回)	
	・宇佐子ども体験教室	年10回	
	・「20 歳のつどい」(仮称)	実施(1月8日)	
	式典 ・公民館各種学級・講座 高齢者、婦人、女性等各学級	4 公民館 25 学級	

ウ 青少年育成関係組織・体	は制の充実(1項目)		
①関係組織・体制の充実	・青少年健全育成市民会議	年1回	
	•各地区青少年健全育成協議会	7地区協議会	
		年2~3回	
エ 健全な社会環境づくり	(1項目)		
①有害環境浄化活動の推進	・深夜営業の店舗等関連業界、 店舗等に取組の周知、協力の 促進	店舗への周知	共
	・地域、警察署等関係機関等と の連携取組	実施	共
才 地域「協育力」向上支援	優の充実(3項目)		
①地域「協育力」向上支援 の(放課後プラン)推進	・小学生チャレンジ教室 西馬城、佐田、深見、南院内 院内中部、天津、長峰、横山	8か所実施	共
	・未来創生塾事業 安心院、院内、駅川、西部	4か所実施	共
	・地域学校協働活動推進事業 地域学校協働推進員 各小・中学校区に配置	随時実施	共
②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業)	490 人登録	共
③「放課後児童クラブ」と の連携	連携した取組と連携会議の実施	実施	共
カ 家庭教育支援の充実(2			
①家庭教育支援の充実	・家庭教育支援チームの設置 (7中学校区)	7チーム	共
	・子育て講演会の実施	実施	共
	・連携会議の実施	実施	共
	・指針冊子の配布、啓発	実施	共
	・食育(食育推進ワーキング会	実施	共
	議との連携)		
②「家庭の日」の普及・啓発	・「家庭の日」の推進・啓発	実施	共
	・社会教育関係団体等と連携し	実施	共
	「家庭の日」の推進		
キ 人権尊重社会の推進(3	3項目)		
①地域全体で推進する体制	人権教育促進事業	12 集会所	
づくり	(教育集会所学級の開催)	34 学級	

②人権教育・啓発の推進、 拡充	公民館等人権教育講座の開催	各公民館 25 学級	
③指導者の養成推進	指導者講習会の開催及び研修 会参加	年4回(県他)	
ク 人権総合対策の推進(1項目)			
①経済生活の安定と社会福 祉の増進	教育集会所を拠点とした就学 就業、福祉相談体制の充実と連 携及び関係組織との連携	各集会所	共

≪安心院地域教育係≫

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充	実(2項目)		
①公民館等施設の整備 ②社会教育集会所の整備	・施設等の維持、管理 ・宇佐市安心院グラウンド ・施設等の維持、管理	4公民館 1グラウンド 4集会所	
イ 生涯学習活動機会の拡充	. (2項目)		
①社会教育推進体制の充実	・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会参加 ・大分県公民館研究大会参加 ・中津地区公民館振興大会、社 会教育研究集会参加	年 12 回他 随時 年 1 回 年 2 回	
②活動機会の拡充	・各学級、教室、生涯学習作品 展等の開催 ・安心院地域ふれあい文化祭 ・子ども太鼓教室(佐田) ・まちづくり協議会との協働で 地区民体育大会開催4地区 ・公民館各種学級・講座 高齢者、女性等各学級	随時 (作品展年1回) 年1回開催 実施 年各地区1回実施 4公民館28学級30講座 月4回程度実施	

ウ 青少年育成関係組織・体制の充実(1項目) ①関係組織・体制の充実 • 安心院地区健全育成協議会 年3回 ・安心院B&G海洋センター推 進事業 少年ドッジボール大会 少年剣道大会 年1回実施 年1回実施 キ 人権尊重社会の推進(2項目) ①人権教育・啓発の推進、 ・公民館等人権教育講座の開催 4公民館 拡充 • 社会教育集会所人権教育講座 年1回協働開催 下毛集会所 開催 • 安心院地域人権講演会 年12回開催 年1回 ②指導者の養成推進 ・指導者講習会の開催及び研 年4回(県他) 修会参加 • 両院地区社会教育指導員 年2回 人権学習会

(※エ、オ、カ、クについては、生涯学習係 共通)

≪院内地域教育係≫

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充	実(2項目)		
①公民館等施設の整備	・施設等の維持、管理	5地区公民館	
②社会教育集会所の整備	・施設等の維持、管理	3集会所	
イ 生涯学習活動機会の拡充	5(2項目)		
①社会教育推進体制の充実	 ・地区公民館運営委員会 ・まちづくり協議会との活動推進 ・社会教育関係職員研修(資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会参加 ・大分県公民館研究大会参加 ・中津地区公民館振興大会、社会教育研究集会参加 	年1回実施 協働実施 年12回他 随時 年1回 年2回	
②活動機会の拡充	・公民館女性スクール開催・中央公民館各種学級・講座	5館月1実施 6講座年10回実施	

ウ 青少年育成関係組織・体	制の充実(1項目)	
①関係組織・体制の充実	· 各学級、教室、生涯学習作品	随時
	展等の開催	(作品展年1回)
	• 院内芸術文化祭参加	年1回協働開催
	・地区公民館各種学級・講座	各学校との協働実 施
キ 人権尊重社会の推進(3	項目)	
①地域全体で推進する体制	・人権教育促進事業	
づくり	集会所解放講座	2か所実施
	ふれあい学習会	1か所実施
②人権教育・啓発の推進、	・公民館等人権教育講座の開催	各公民館
拡充	• 院内人権啓発合同学習会	年1回開催
③指導者の養成推進	・指導者講習会の開催及び研修	年4回(県他)
	会参加	
	· 両院地区社会教育指導員人権	年2回
	学習会	

(※エ、オ、カ、クについては、生涯学習係 共通)

≪平和ミュージアム建設準備室≫

1. 基本方針

本市においては、近現代の戦争の歴史を明らかにするとともに、点在する遺構、残存する遺物、体験者の証言などを基に戦争の歴史を伝え、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」にふれる機会の創出を目指す宇佐市平和ミュージアム(仮称)基本構想・基本計画の策定により、構想の実現に向けた各事業の展開が求められている。

本構想での拠点となる資料館の建設は、社会情勢や市の財政状況を鑑みながら判断していく。また、遺構群を整備し、宇佐海軍航空隊跡を中心としたフィールドミュージアム化を推進していく中で、ガイドの養成などソフト面での充実を図る。

2. 重点目標

ア 平和ツーリズムの推進

平和の大切さと命の尊さを感じ考える機会を創出する平和ツーリズムを 推進する。

- (1) 平和ツーリズムの推進
 - ・平和ミュージアム構想のPR

事業全般の一層の周知を図ることや、修学旅行、団体旅行の誘致を図るため、旅行会社等にPR活動を行う。また、事業全般の財源確保の取組として、市外の方を対象としたふるさと納税制度について、積極的にPRを行う。

・講座等の開催

遺構めぐりなどフィールドミュージアムの機能強化を図り、計画的に 人材を養成していくことが必要なため、ガイド養成講座を開催する。 また、資料館の開館など関連情報の発信、機運醸成を図ることを目的 にオープン講座、企画展等を開催する。

- ・空がつなぐまち・ひとづくり推進事業 「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」において、連携市である 兵庫県加西市、姫路市、鹿児島県鹿屋市と連携し、平和ツーリズム事 業の推進を図る。
- ・戦争関連資料の収集、保存 充実した資料館の展示や、貴重な資料の保存や活用を図るため、宇佐 海軍航空隊にゆかりのある資料の収集を行っていく。また、令和3年 度に取得した九七式艦上攻撃機の実機についても保存処理を続ける。

イ 資料館の機能拡充

拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム(仮称)資料館の機能拡充、効果的な活動の展開に努める。

- (1) 拠点施設の建設並びに機能拡大と充実
 - ・宇佐市平和ミュージアム(仮称)建設準備委員会の開催 資料館建設に必要な事項について審議がある場合は委員会を開催し、 資料館の整備に向けた取組を進める。
 - ・資料館建設の推進 全体事業の基幹となる資料館の整備に向けて、取組を進める。
 - ・パールハーバー航空博物館国際交流事業 中学生の短期留学事業やハナミズキイニシアチブ事業をきっかけと したハワイとの交流を深め、開館を予定している資料館との姉妹館を 見据えた取組を推進する。また、関係課等と調整を行っていく。

ウ戦争遺構の保存整備

戦争遺構の保存整備に努め、フィールドミュージアムの機能充実を図る。

- (1)戦争遺構の保存整備
 - ・宇佐海軍航空隊跡保存整備事業 「第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書」に基づいた計画的な戦争 遺構の整備を図る。令和4年度は、短期整備の完了した遺構を、訪れ る方々が分かりやすいようにサインの設置をすすめる。
- (2) フィールドミュージアムの機能充実
 - 宇佐空の郷維持管理事業

遺構めぐり拠点施設「宇佐市宇佐空の郷」において、現存する遺構見学を促し「平和の大切さと命の尊さ」を感じ考える機会の創出や、平和学習、観光、交流の拠点となるよう機能の充実を図る。また、地域住民が中心となり組織する「宇佐海軍航空隊跡保存会」へ施設管理を委託し、団体の自立に向けての取組に対して支援を続けるとともに、市内外からの来館者との交流を深め、満足度の向上に努める。

- ・モバイルガイドシステム等の活用推進 モバイルガイドシステム「うさんぽナビ」の利便性向上を目的にコン テンツの拡張、専用ホームページとの連携により情報発信を強化する とともに、戦争遺構めぐりのVRコンテンツでの平和学習の事前事後 学習など利用者への活用推進を図る。
- ・シティバイク整備事業 半径2キロメートルの範囲に集中する遺構めぐりの交通手段として 整備したレンタル自転車「うさんぽチャリ」の維持管理を継続し、近 くの観光地なども見学できるよう利用者の利便性の向上や充実した 見学ルートの提供などで利用者の拡大を目指す。

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 平和ツーリズムの推進	(4項目)		
①平和ミュージアム構想 PR事業	事業全般の周知や修学旅行 の誘致、ふるさと納税等の PR活動	関東圏、関西圏PR リーフレット作成	
②講座等の開催	遺構めぐりに対するガイド 養成のための講座開催 事業周知、機運醸成のため のオープン講座、各種団体 への講座、企画展等の開催	ガイド養成2講座開催 企画展等イベント開催2回	
③空がつなぐまち・ひとづく り交流事業	「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、 平和ツーリズム事業推進	協議会連携事業の 推進	
④戦争関連資料等の収集、保 存	宇佐海軍航空隊関連資料等 の収集、九七式艦上攻撃機 の保存処理	実施	
イ 資料館の機能拡充(3項	(目)		
①建設準備委員会の開催	資料館建設に必要な事項を 審議する委員会、プロジェ クトチーム会議の実施	委員会開催 PT 会議開催	
②建築工事 展示業務委託	資料館建築工事 展示資料、展示什器類作成	調査・検討	
③パールハーバー航空博物館 国際交流事業	パールハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流	同館、ホノルル市 へ高校生等の派遣	

ウ 戦争遺構の保存整備 (4項目)			
①宇佐海軍航空隊跡保存整	・フィールト、ミューシ、アムサイン	業務実施	
備	整備		
②宇佐空の郷維持管理事業	平和学習、観光、交流の拠	年間来館者数	
	点施設として機能の充実を	10,000人	
	図り、管理団体を育成、支		
	援		
③モバイルガイドシステム	ガイドアプリ"うさんぽナ	年間アクセス数	
等の活用推進	ビ"及び"遺構めぐりVR	1,500件	
	コンテンツ"のアクセスを		
	促すよう情報発信に努め、		
	遺構めぐりでの活用推進		
④シティバイク整備事業	フィールド内の戦争遺構群	レンタル自転車の	
	を気軽に巡回できるレンタ	維持管理	
	ル自転車の整備		

≪文化財係≫

1. 基本方針

文化財の宝庫である宇佐市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を 全国に先駆けて提唱し、合併後の平成18年にも再度決議を行い、貴重な 文化財を保護し、未来へ伝えていくことを宣言している。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた国民的財産で、国や郷土の歴史・伝統・文化などを正しく理解するために欠くことのできない重要なものである。このかけがえのない文化財を保存・活用するために、関係機関等と連携しながら緊急性を十分考慮して、各種文化財の調査や、整備などの事業を推進する。また、これらの成果を学校教育や社会教育における学習素材として活用することにより、郷土愛の育成や文化財愛護意識の高揚を図る。

2. 重点目標

ア 文化財の調査と保護

(1)調査・研究の推進

民間開発や公共工事と、埋蔵文化財の保護を調整するために、発掘調査を実施する。調査終了後は調査報告書を刊行する。

文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を策定する。

(2) 文化財の指定と保護の推進

国指定特別天然記念物オオサンショウウオの生態保護を目的とした 調査研究を実施する。

各種文化財の調査を実施し、重要と判断されたものは、指定や登録

を行うことで、保護を推進する。

イ 文化財の整備と活用

(1) 史跡の整備と活用

史跡法鏡寺廃寺跡や史跡宇佐神宮境内の構成物件である心乗坊山門、 また史跡小部遺跡の保存と活用を図るため、保存整備事業を実施する。

(2) 字佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備

宇佐市平和資料館の適正な管理・運営を行うとともに、展示資料の充 実を図る。また、戦争遺跡の調査や整備を行い、受入が増加している平 和学習に対応する。

(3) 文化財の保存と整備

建造物や仏像などで朽損の著しい文化財については、修理して保存を 推進するとともに、宇佐市が所有する史跡等については、草刈りなど適 切に管理し、環境整備に努める。

ウ 郷土資料の収集と保存

(1)郷土資料の収集と活用の推進

郷土の歴史資料や、宇佐海軍航空隊等に関する資料を収集し、適切な保存・管理に努めるとともに、市民への公開など活用を図る。

エ 伝統文化の保存と継承

(1) 民俗芸能等を継承する団体の支援

各地域で継承されている伝統芸能については、関係機関等と連携しな がら後継者育成を支援し、保存と継承に努める。

オ 文化財愛護の啓発と普及

(1) 文化財の公開・活用の推進

文化財愛護意識の啓発と普及活動の一環として、郷土の歴史や文化財に対する理解を高めるための宇佐学講座等の各種講座を開催する。

(2) 文化財の防火・防犯体制の強化

文化財の防火施設の整備を実施するとともに防犯体制を強化し、文化 財所有者の日常管理の重要性について理解を高める。

(3) 文化財愛護活動の支援

文化財愛護活動を支援し、伝統文化の継承を図る。また、「宇佐の文化財を守る会」「文化財愛護少年団」などの団体と連携して文化財愛護 意識等の啓発と普及を図る。

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 文化財の調査と保護(6	項目)		
①市内遺跡発掘調査事業	各種開発に伴う重要遺跡の確認調 査の実施、遺跡の保護と開発との調 整を図るための資料収集、既往調査 の報告書刊行	実 施	国庫補助事業

②民間開発対応発掘調査事	民間開発で破壊の危機にある遺跡		
業	保存を目的とした発掘調査の実施	実 施	
③文化財保存活用地域計画	計画書の策定		国庫補
等策定事業		実 施	助事業
④各種文化財調査	各種文化財の調査の実施		
(生) 14年文化 別 明 14.	台種文化則の刺鱼の美胞	実施	
)\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
⑤特別天然記念物オオサン	川漁等で不時に捕獲された個体の	調査4回	
ショウウオ保護管理事業	保護、保存のための各種調査及び委	委員会1回	
	員会の開催	連絡協議会	
		2 回開催	
⑥文化財の指定・登録	文化財指定や登録について、調査と		
	研究	実 施	
イ 文化財の整備と活用(5	5項目)		
①国指定史跡法鏡寺廃寺跡	遺跡の保護のための史跡公園の整		国庫補
保存整備事業	備	実 施	助事業
②史跡宇佐神宮境内宮迫地	史跡の構成物件である宮迫地区の		,,,,,,
区保存整備事業	心乗坊山門の保存整備	実施	国庫補
			助事業
③史跡小部遺跡保存整備事	遺跡の保護のための史跡用地の公		日本社
業	有地化	実 施	国庫補助事業
			- 助尹未
④宇佐海軍航空隊等展示施	宇佐市平和資料館の管理・運営、		
設管理事業	展示資料の充実	実 施	
○化学女/// 財理控動供事業	(1) 字件主託左由時の芸刈笠の潭		
⑤指定文化財環境整備事業	(イ)宇佐市所有史跡の草刈等の環 境整備	12 か所	
	死走 姗	実 施	
	(ロ)上記以外の史跡等の環境整備	8 か所	
	を、地元自治区等に委託	実 施	
	(ハ)指定文化財説明板の改修、新規	1か所	
	設置	実施	
	/ o = # = 1		
ウの郷土資料の収集と保存	(2項日)		
①三和文庫運営事業	寄付金を財源とした、宇佐の歴史に	実施	
	関する資料の購入や書籍の出版	実施	
②戦争資料の収集	宇佐海軍航空隊に関する資料の収	++ + -	
	集	実施	
- 1-4+1, A 10+1 M2	/ 4 · 吞 口 \		1
エ 伝統文化の保存と継承 	(填日)		
①伝統芸能の継承育成	伝統芸能を継承する団体への各種	→ 1.7 ·	
	助成事業をとおした活動の支援	実施	
L		1	

オ 文化財愛護の啓発と普	及(5項目)		
①宇佐学講座事業	(イ)関係機関や団体等と連携した、 宇佐の歴史や文化財に関する講 座の開催	実施	
	(ロ)学校向け地域学習プログラム の創出	実 施	
②国指定文化財管理費補助 事業	国宝・重要文化財建造物の防災施設 の保守点検	3 か所 実 施	国庫補 助事業
③文化財防火デーの実施	毎年1月26日の防火・放水訓練と防 災施設の査察	6か所 実 施	
④文化財愛護少年団育成事 業	文化財愛護少年団の各種活動の支援、指導者の育成活動の推進	2団体で 実 施	
⑤文化財保存団体等の支援	(イ)各種文化財保存活動団体への 支援(ロ)宇佐の文化財を守る会などの 市民団体と連携した、文化財愛護 意識の高揚や啓発普及の推進	実 施	

V. 図書館

1. 基本方針

宇佐市民図書館は、図書館法、宇佐市教育振興基本計画に基づき、多様な市民ニーズに応えるため一般資料や郷土資料、視聴覚資料などの収集・整理に努めるとともに、資料を活用した宇佐学顕彰事業の継続や施設機能を活用した展示会、講演会などを開催する。さらに、ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実を図り、幼児期から本に親しむ環境づくりや全域サービスの推進により、市民の書斎、情報センターとしての図書館づくりに努める。

また、「うさ教育・家庭・読書の日」の定着を図るため、読書感想文・感想画コンクールを開催する。

さらに第三次宇佐市子ども読書活動推進計画の取組を進めるとともに、 家庭、地域、学校等と連携し、読書活動の推進を行う。

少子高齢化、高度情報化、地方分権化等の社会の大きな進展・変化に伴う市民の様々な要請に対応するため、子育て支援やビジネス支援、医療・健康情報コーナー等の充実を図る。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、館内の消毒及び本の 消毒機の活用、閲覧席や設備の利用制限等様々な対策を図ると共に、電子 分館や移動図書館車(補助車)を有効に活用し、コロナ禍においても読書 環境の維持・向上を図る。

2. 重点目標

ア 図書館サービスの充実

(1) 図書館資料の収集・整理の充実

一般資料・児童資料・郷土資料・参考図書・電子書籍・新聞・雑誌・ 視聴覚資料等とともに、子育てやビジネス支援、医療・健康情報など利 用者の多様なニーズに配慮した資料を積極的に収集する。また、インタ ーネットを活用した所蔵資料の整理と紹介を推進し、国立国会図書館デ ジタルコレクション送信サービスの利用促進やレファレンスサービス の拡充に努めるとともに、関係職員のスキルアップのための研修の機会 を充実させる。

(2) 図書館資料と施設機能の有効活用

視聴覚ホールや渡綱記念ギャラリー等を活用した上映会・展示会等の各種のイベントを開催するとともに、図書館見学や一日図書館員などを通じ、子どもたちへの図書館利用啓発を促進する。

また、近年は、本館空調・照明の大規模改修やIC機器の導入等様々な施設・環境の整備を実施してきたところであるが、図書館本館については開館後20年以上が経過しており、今後も計画的な施設・設備の改修・更新等に努める。

(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進 大分県立図書館をはじめ公共図書館と連携した相互貸借や分館、自動 車図書館活動の充実に努めるとともに、電子分館の利用促進のため、登 録者数の拡大を図る。ただし、自動車図書館に関しては車両(2台)が 老朽化していることから、長期的に質の高いサービスを提供するため、 移動図書館車(補助車)の効率的な活用と共に、ステーションのあり方 や運行回数等の構造的な見直しについても検討を行う。また、市報・図 書館だより、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージ(電 子看板)等、さまざまなメディアを活用し、より広範囲に対する効果的 な情報発信を行う。

イ 読書活動の推進

(1)「宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進

子どもに関わる家庭、地域、学校等、社会全体で子どもの自主的な読書活動推進の取組を広げていくとともに、関係機関が連携し、相互に協力し充実を図る。

(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」を啓発しながら、読書活動の推進を図るとともに、読書感想文・感想画コンクールなどを通じて子どもたちに読書の機会を創出する。

(3) 読書環境づくりの充実

市内全域サービスと団体貸出を促進する。新小学一年生への利用案内、図書館見学、一日図書館員の実施や、各種講座・教室を開催。ブックスタート、読み聞かせ、おはなし会、ブックトークなどを通じて子どもの

読書環境の向上を図る。

(4) 図書館事業・行事の充実

読書月間、読書週間等に館内行事・展示等を実施。図書館ボランティアの育成と、連携の強化を図ることで、図書館事業や行事の多様化と充実に努める。第24回目を迎える「横光利一俳句大会」事業は、広く全国に発信するとともに、文化活動の向上と横光利一の顕彰に努める。

具体的な施策	指標の説明	令和4年度 指標	備考
ア 図書館サービスの充実	Ę		
(1)図書館資料の収集・	整理の充実(2項目)		
①市民一人あたりの貸出 し冊数(貸出密度)	市内貸出冊数/奉仕人口	5. 1冊	
②市民一人あたりの蔵書 冊数	蔵書冊数/奉仕人口	5. 4冊	
(2)図書館資料と施設機	機能の有効活用(2項目) とである		
①上映会 (視聴覚ホール)	毎週土・日の上映会の来場者	来場者940人	
②ギャラリー展示	2階の渡綱記念ギャラリー で各種企画展を開催展示	来場者5,600人	
(3)ネットワーク機能、	分館、自動車図書館活動の充	実と情報発信の促進	(2項目)
①小学校を中心にした全 域サービス	自動車図書館ステーション 年間個人貸出冊数	27, 000⊞	
②電子分館の利用促進	利用登録者数(累計) 貸出冊数(年間)	1,000人 2,000冊	
イ 読書活動の推進			
(1) 「第三次宇佐市子と	ごも読書活動推進計画」の推進	(1項目)	
①朝読の推進	市内の小中学校等で実施	全校で実施	
(2)「うさ教育・家庭・	読書の日」の推進(1項目)		
①読書感想文・感想画 コンクール表彰式	応募点数	感想文2,300点 感想画2,100点	

(3) 読書環境づくりの充実 (1項目)			
①新小学一年生への利用 案内	図書館職員による図書館利 用方法の説明の実施	利用案内希望の 市内全新一年生	
(4) 図書館事業・行事の充実(2項目)			
①横光利一俳句大会	応募点数	5,000点	
②宇佐学マンガシリーズ の活用	マンガシリーズの販売・寄贈 等	「20歳のつどい」 (仮称) で配布	